

加入者のみなさまへ

2021年4月

加入者のみなさまの退職後の資金をサポート
する企業年金基金のしくみ

兵庫県病院企業年金基金

老後生活の柱となる国の年金ですが、それだけでは必ずしも十分ではないと言われてしています。

兵庫県病院企業年金基金では、加入事業所に勤めておられるみなさまが、ご退職後に安定した生活を送れるように国の年金制度とは別に独自の上乘せ給付を行っています。当基金からの給付は老後生活の大きな支えになります。

兵庫県病院企業年金基金からの給付の原資である 掛金は全額事業主さまが負担しています

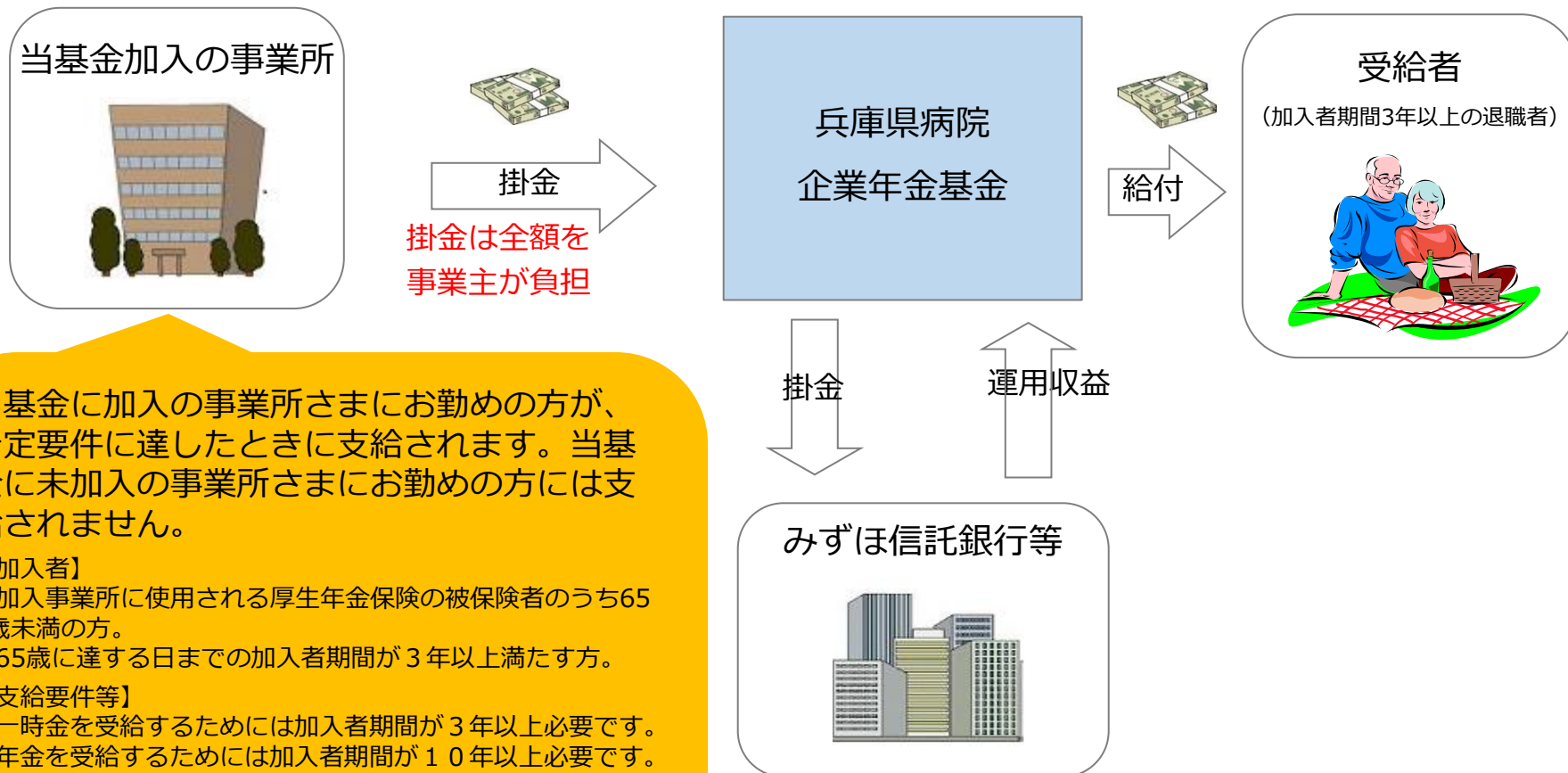
一定の支給要件を満たした方は、当基金から年金または一時金を受給するか、給付原資を他制度に移換し他制度から給付を受給することも出来ます。

【支給要件等】

1. 一時金を受給するためには加入者期間が3年以上必要です。
2. 年金を受給するためには加入者期間が10年以上必要です。
3. 加入中（加入者期間3年以上）、待期中もしくは年金を受給中にお亡くなりになられた場合遺族の方への一時金給付があります。

兵庫県病院企業年金基金のしくみ

1. お勤め先の事業所（事業主）さまが企業年金基金制度に掛金を毎月拠出し積立金を運用します。
2. 当基金が、積立金を加入者のみなさまの退職時または一定年齢到達時に、一時金または年金として給付します。



当基金に加入の事業所さまにお勤めの方が、一定要件に達したときに支給されます。当基金に未加入の事業所さまにお勤めの方には支給されません。

【加入者】

- ①加入事業所に使用される厚生年金保険の被保険者のうち65歳未満の方。
- ②65歳に達する日までの加入者期間が3年以上満了の方。

【支給要件等】

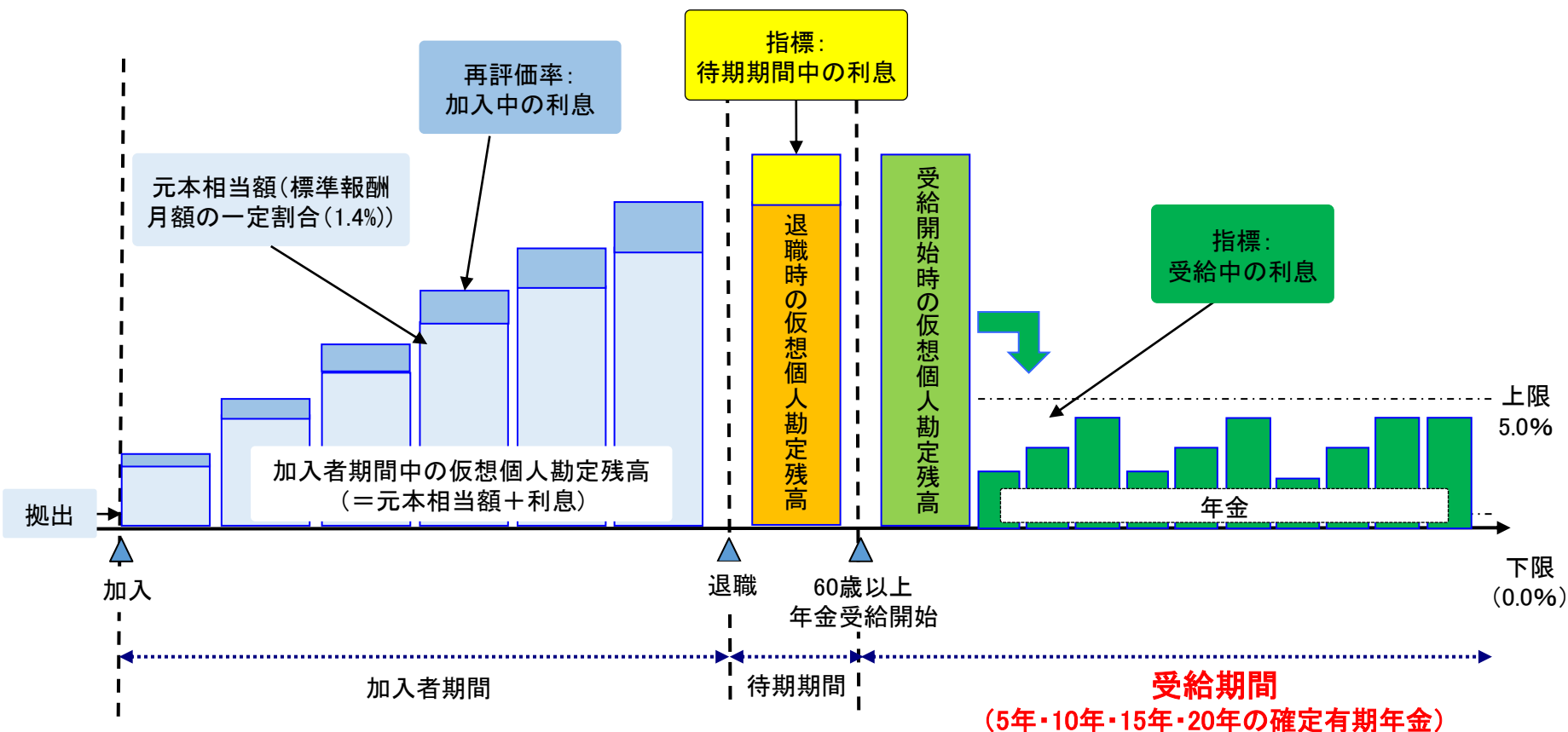
- ①一時金を受給するためには加入者期間が3年以上必要です。
- ②年金を受給するためには加入者期間が10年以上必要です。
- ③加入中（加入者期間3年以上）、待期中もしくは年金を受給中にお亡くなりになられた場合、遺族の方への一時金給付があります。

兵庫県病院企業年金基金のしくみ・・・年金または一時金の積立方法

1. 当基金では、キャッシュバランプランという方法で年金・一時金の原資を積立しています。これは加入者さま毎に仮想個人勘定を設定し、加入者さま毎に元本相当額（標準報酬月額※¹の一定割合（1.4%））と利息※²を積立てるものです。
2. 退職時まで積立てた仮想個人勘定残高を年金（5年・10年・15年・20年の確定有期年金からの選択）または一時金として給付します。

※1 厚生年金保険の標準報酬月額を用いています。

※2 加入中の利息を再評価率、待期間中及び受給中の利息を指標といいます。（詳細は次ページに記載）



兵庫県病院企業年金基金のしくみ・・・利息（再評価率、指標）

1. 再評価率は、みなさまが加入中の仮想個人勘定残高に付利する利息を算出するための利回りです。

【算出方法】

- ① 複合ベンチマーク収益率※¹から1.0%（運用報酬0.5%+業務委託費0.5%）を控除した値。
（上限:5.0%、下限:なし※²）
- ② 改定時期等・・・毎年4月1日に改定を行い1年間適用されます。

※1 複合ベンチマーク収益率は、当基金の財政運営規程で定めている年金資産の構成比率と各資産の標準的な収益率（ベンチマーク収益率）をもとに毎年度算定される収益率のことを言います。

※2 市場環境の悪化等による収益率の低迷から、複合ベンチマーク収益率が1%未満となった場合、再評価率はマイナスになることがあります。（前ページの青色部分）

2. 指標は、みなさまが年金の受給を待っている間（待期期間中）及び年金の受給を開始された後の仮想個人勘定残高に付利する利息を算出するための利回りです。

【算出方法】

- ① 毎年度、その年の前5年間に発行された10年国債の応募者利回りの平均値。
（上限：5.0%、下限：0.0%※³）
- ② 改定時期等・・・毎年4月1日に改定を行い1年間適用されます。

※3 下限が0.0%ですので、年金の受給を待っている間（待期期間中）及び年金の受給を開始した後の利息はマイナスになることはありません。

兵庫県病院企業年金基金のしくみ・・・掛金

当基金のみなさまの掛金額は、厚生年金保険法で規定している標準報酬月額を元に決定しています。具体的な掛金額は下表をご参照ください。標準報酬月額に掛金率（1.4%）を乗じたものが掛金額となります。

※ 掛金は全額事業主さまのご負担です。（加入者のみなさまの個人負担はありません。）

等級	標準報酬月額	実際の報酬月額		標準掛金(円)	等級	標準報酬月額	実際の報酬月額		標準掛金(円)
	月額(円)	円以上	円未満			月額(円)	円以上	円未満	
1	88,000	~	93,000	1,232	17	260,000	250,000	270,000	3,640
2	98,000	93,000	101,000	1,372	18	280,000	270,000	290,000	3,920
3	104,000	101,000	107,000	1,456	19	300,000	290,000	310,000	4,200
4	110,000	107,000	114,000	1,540	20	320,000	310,000	330,000	4,480
5	118,000	114,000	122,000	1,652	21	340,000	330,000	350,000	4,760
6	126,000	122,000	130,000	1,764	22	360,000	350,000	370,000	5,040
7	134,000	130,000	138,000	1,876	23	380,000	370,000	395,000	5,320
8	142,000	138,000	146,000	1,988	24	410,000	395,000	425,000	5,740
9	150,000	146,000	155,000	2,100	25	440,000	425,000	455,000	6,160
10	160,000	155,000	165,000	2,240	26	470,000	455,000	485,000	6,580
11	170,000	165,000	175,000	2,380	27	500,000	485,000	515,000	7,000
12	180,000	175,000	185,000	2,520	28	530,000	515,000	545,000	7,420
13	190,000	185,000	195,000	2,660	29	560,000	545,000	575,000	7,840
14	200,000	195,000	210,000	2,800	30	590,000	575,000	605,000	8,260
15	220,000	210,000	230,000	3,080	31	620,000	605,000	635,000	8,680
16	240,000	230,000	250,000	3,360	32	650,000	635,000	~	9,100

兵庫県病院企業年金基金のしくみ・・・年金及び一時金のモデル額

【前提条件】

20歳加入、平均の標準報酬月額30万円の方の加入者期間別モデル給付額[年金・一時金]
再評価率2.0%、指標0.3%とした場合

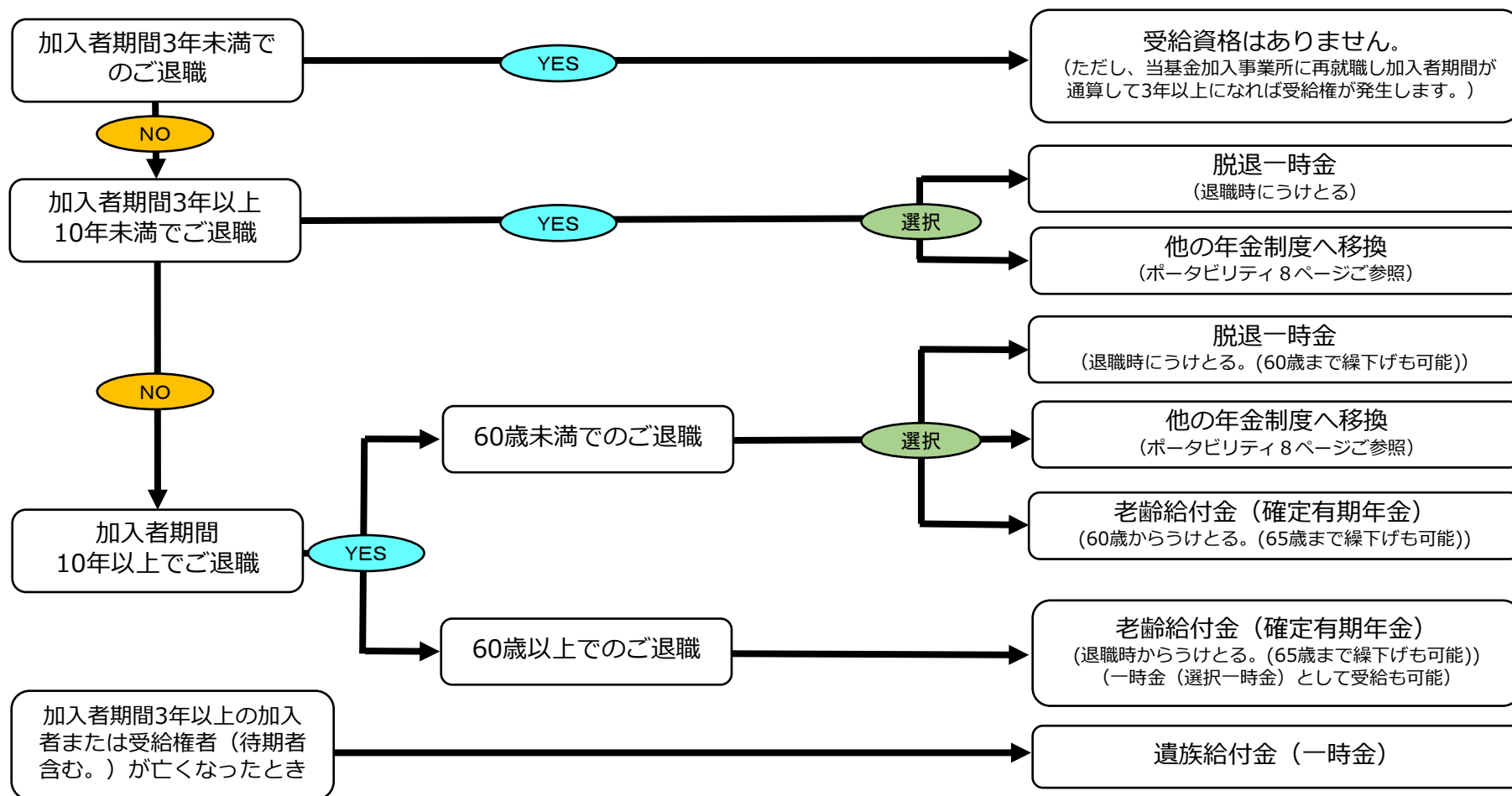
年齢	加入者期間	一時金額		年金額			
		退職時受取	60歳受取	5年確定有期	10年確定有期	15年確定有期	20年確定有期
23歳	3年	15.6万円	-	-			
25歳	5年	26.5万円					
27歳	7年	37.8万円					
30歳	10年	55.7万円	60.9万円	12.2万円	6.1万円	4.1万円	3.1万円
40歳	20年	123.7万円	131.3万円	26.4万円	13.3万円	8.9万円	6.7万円
50歳	30年	206.5万円	212.7万円	42.8万円	21.5万円	14.5万円	10.9万円
60歳	40年	307.5万円	307.5万円	61.9万円	31.2万円	20.9万円	15.8万円

補足：

- ①上記は、一定の前提をおいたモデル給付額です。前提条件よりも、平均の標準報酬月額が高い（低い）場合、給付額も多く（少なく）なります。また、再評価率及び指標も高い（低い）場合、給付額は多く（少なく）なります。
- ②年金額は60歳からの支給額を記載しています。

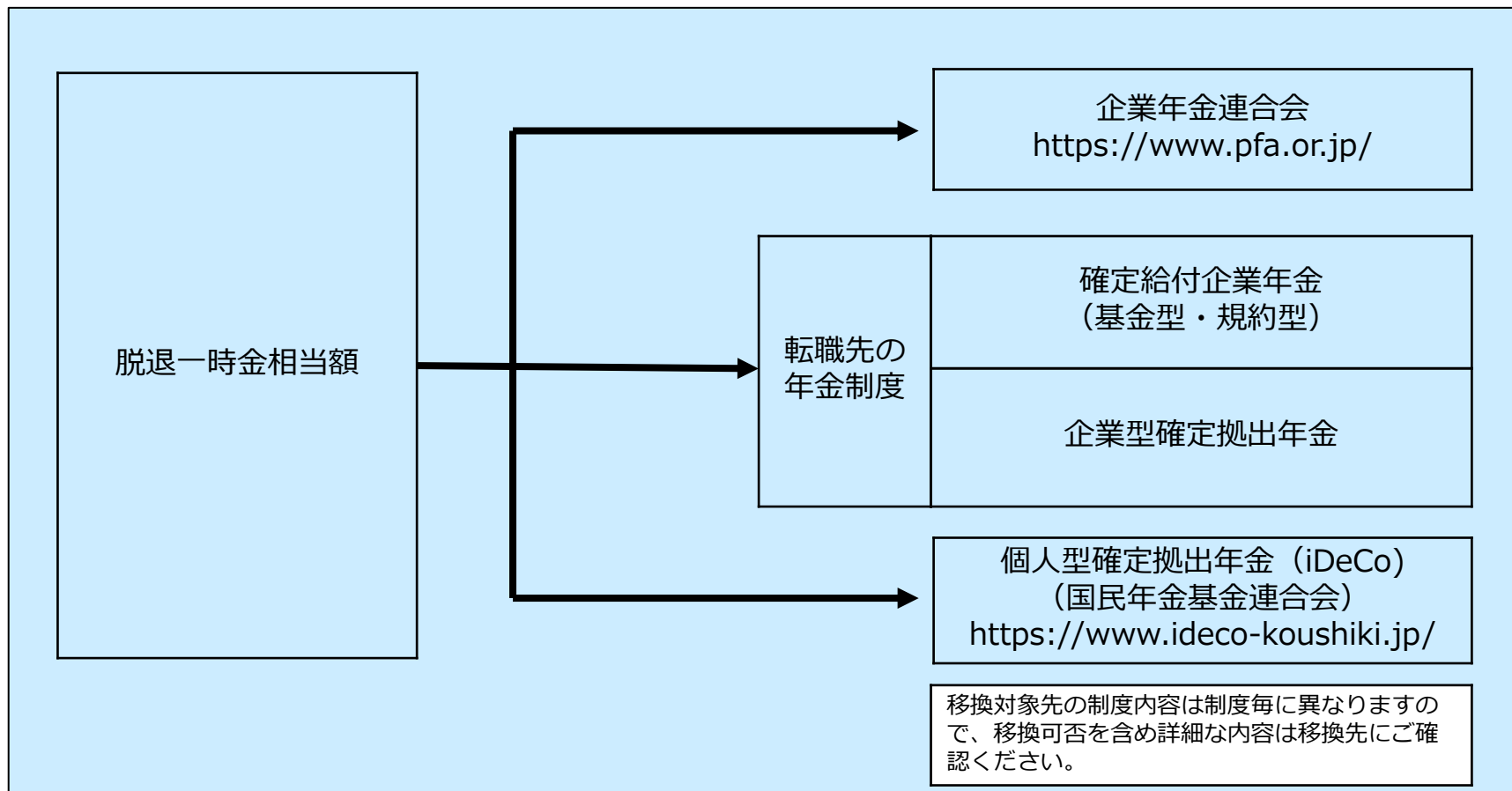
兵庫県病院企業年金基金のしくみ…受給資格のしくみ

1. 企業年金基金の給付には、老齢給付金（確定有期年金）、脱退一時金、遺族給付金（一時金）の3種類があります。（老齢給付金は全額を一時金（選択一時金）としてうけとることもできます。）
2. ご退職時の加入者期間や年齢等で受給可能な給付が異なりますので下図でご確認ください。



兵庫県病院企業年金基金のしくみ…ポータビリティ制度

加入者期間3年以上10年未満または加入者期間10年以上かつ60歳未満で退職し、脱退一時金の受給権者となられた方は、脱退一時金相当額を企業年金連合会や他の年金制度へ移換する選択枝もあります。



私たちの基金では、加入者及びその家族のみなさまの福祉向上のため、令和3年4月1日より次の福祉事業を始めております。

■結婚祝金

支給要件：加入者期間1年以上の加入者が加入中に結婚されたとき

支給金額：一律20,000円

■遺族弔慰金

支給要件：加入者期間3年以上の加入者が加入中にお亡くなりになられたとき（遺族の方に支給）

支給金額：加入者期間 3年以上10年未満 100,000円

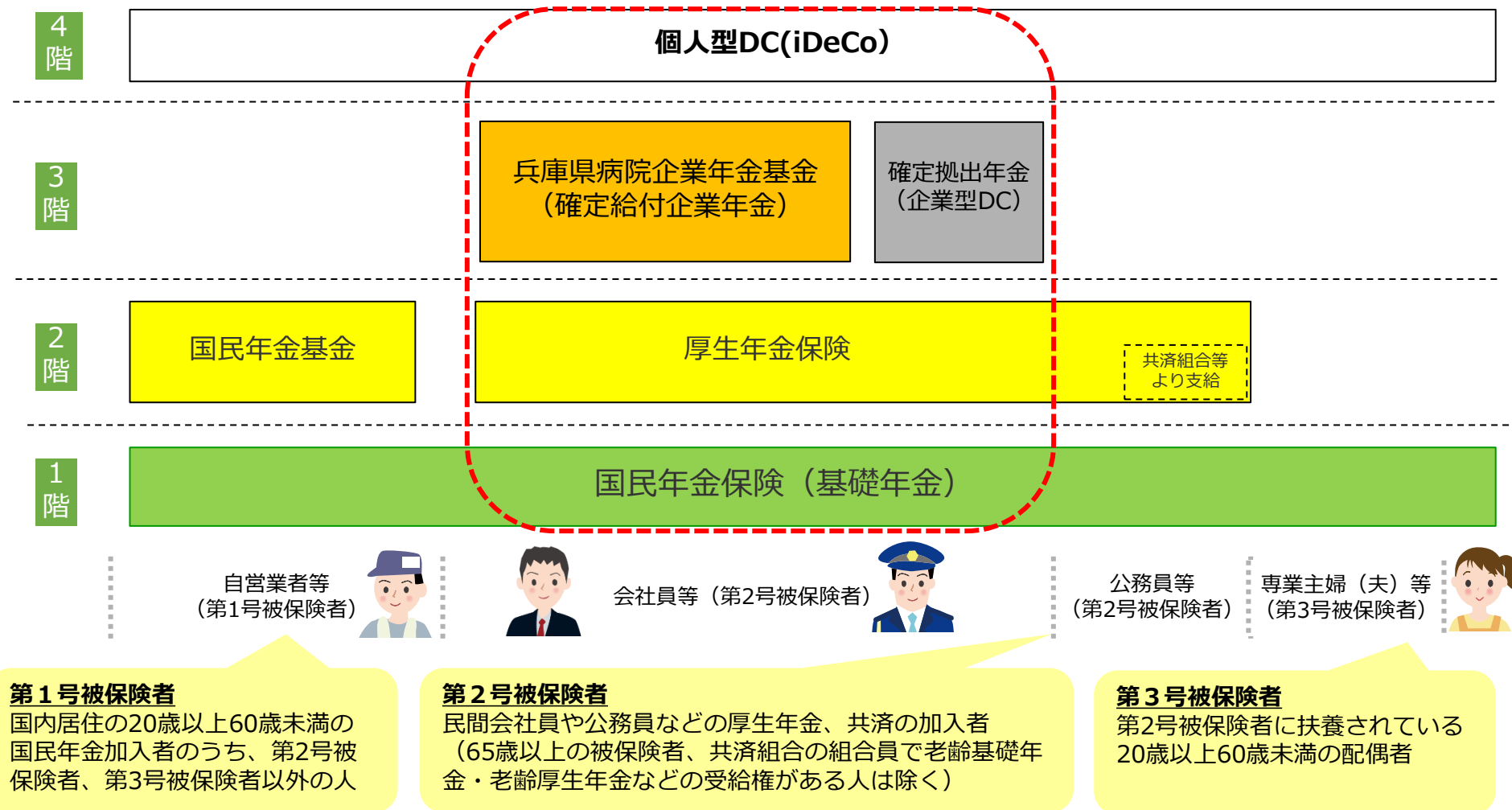
加入者期間 10年以上20年未満 200,000円

加入者期間 20年以上 300,000円

※遺族の範囲及び順位は、加入者であった者の配偶者、子、父母、孫または祖父母です。

ご参考：日本の年金制度について

日本の年金は、公的年金（1階・2階部分）と企業年金（3階部分）に分けることができます。
（さらに上乘せとして、個人で積立てる個人年金（4階部分）を持つことも出来ます。）



問合せ先等

1. この資料に関するお問合せ先は次の通りとなります。

兵庫県病院企業年金基金

〒651-0086兵庫県神戸市中央区磯上通 6-1-11 兵庫県医師会館7階

TEL 078(230)3838

FAX 078(230)3828

ホームページアドレス <http://www.hyogokenbyoin-kikin.or.jp/>

2. 雇用保険、健康保険等のお問合せ先

項目	健康保険		
問合せ先	協会けんぽ	国民健康保険	家族が加入の協会けんぽ 又は健康保険組合
問合せ先等	協会けんぽ ホームページアドレス https://www.kyoukaikenpo.or.jp/	住所地の市町村の国民健康保険担当課	ご家族の勤務先等
項目	雇用保険(失業給付)	退職金に関する税金	年金に関する税金
問合せ先等	居住地の公共職業安定所、又はハローワークインターネットサービス ホームページアドレス: https://www.hellowork.mhlw.go.jp/insurance/insurance_guide.html	勤務先又は勤務先の最寄の税務署	住所地の最寄の税務署